

## 岩倉市防災対策用備品等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心なまちづくりを推進するため、自主防災会が行う防災対策用備品等の整備に対して予算の範囲内で交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防災対策用備品等は、災害時に地域住民の安全を確保するために使用する備品、資機材及び備蓄する食料品をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者、補助金の額、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、岩倉市防災対策用備品等整備費補助金交付申請書(様式第1)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに、岩倉市防災対策用備品等整備費補助金交付決定通知書(様式第2)により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助対象者」という。)は、補助の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、補助事業計画変更承認申請書(様式第3)又は補助事業中止承認申請書(様式第4)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の完了期限)

第7条 補助対象者は、補助決定を受けた年度の末日までに、当該補助事業を完了しなければならない。

(実績報告書の提出及び補助金の交付請求)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日の30日後又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、岩倉市防災対策

用備品等整備費補助金実績報告書（様式第5）及び岩倉市防災対策用備品等整備費補助金請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の実績報告書及び請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定して補助対象者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた補助対象者は、市長の命ずるところにより、既に交付された補助金を返還しなければならない。

（書類の整備及び保存）

第11条 補助対象者は、当該補助事業に係る経理についての収支を明らかにし、関係書類を整理して、5年間保存しなければならない。

（報告等）

第12条 市長は、補助対象者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 岩倉市自主防災組織育成補助交付要綱（昭和57年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象者	補助対象品目	補助率	補助限度額
防災対策用備品等	市内の自主防災組織	軽可搬動力消防ポンプ	3/4 以内	300,000 円
		軽可搬動力消防ポンプの修繕及び保守点検		300,000 円
		消火器（消火器ボックスを含む）		100,000 円
		発電機	2/3 以内	200,000 円
		備蓄倉庫		200,000 円
		救助器具（バール、つるはし、のこぎり、木槌、ハンマー、ジャッキなど）		100,000 円
		備蓄用の水、食料品（ただし保存期限 3 年以上のものに限る）		100,000 円
		その他の備品	1/3 以内	100,000 円

備考

- ・補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- ・備蓄倉庫の設置用地については防災会で確保するものとする。
- ・補助対象品目のそれぞれの補助限度額は、自主防災会における単年度の補助限度額とする。